

自殺対策計画第2次計画 パブリックコメント (H8.2.24~3.23) 意見内容及び回答

お寄せいただいたご意見 1人

ご意見の数 5件

提出方法 電子申請

No.	意見の趣旨	市の回答	修正有無
1	実際には誰にも相談できないまま長期間自死を考え続ける人も存在します。支援制度にアクセスできない(したくない)人の存在を前提にした視点も重要ではないかと感じます。	ご意見ありがとうございます。「基本施策2」自殺対策を支える人材育成に記載のとおり、専門機関でなくても、日常の中でいつもと違う様子に気づき、つなげられる体制づくりが大切だと考えます。学校、職場、地域等でのゲートキーパーの普及を通して、周囲の人の変化に気づけること、相談に来なくても守られる社会をつくることを目指します。また、身近な人には相談できない場合が多くあるため、ネット等での相談体制についても啓発してまいります。	無
2	深刻な状態にあるとき、人は必ずしも自分の苦しさを言葉にして相談できるわけではありません。相談やカウンセリングに至る前の段階で、支援の枠組みからこぼれてしまう人がいることも、自殺対策を考えるうえで重要な視点だと思います。		無
3	家庭が安心できる場所ではない場合、地域の見守りや家族支援だけでは対応が難しいケースもあります。家庭問題を背景とする苦悩への理解を、より明確に位置づけることが必要ではないでしょうか。	ご意見ありがとうございます。第4章 2-②に記載のとおり、児童福祉、教育、母子保健等で横断的な連携により、包括的な支援を行ってまいります。	無
4	本計画では孤立の防止が重視されていますが、人間関係が苦しみの原因となる場合には、環境から距離を取ることが回復につながることもあります。すべての孤立を否定的に捉えるのではなく、安全な距離を取ることが回復の過程として理解する視点が必要ではないかと感じます。	ご意見ありがとうございます。孤立の防止のみを目的とするのではなく、孤立の状態にある人の苦悩に寄り添った支援、多様な関わり方を尊重した支援を今後も行ってまいります。	無
5	未成年の場合、相談内容が保護者に伝わる仕組みでは、家庭問題を抱える若者は相談することができません。若者が安心して相談できる環境のあり方について、検討の余地があるのではないかと思います。	ご意見ありがとうございます。相談内容の秘密保持を原則としますが、生命または身体に重大な危険があると判断される場合には、本人の安全確保を最優先とし、必要な範囲で情報を共有し支援しています。	無